

## 社会福祉法人福島福祉会役員等報酬及び旅費規程

### (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人福島福祉会（以下法人という）の役員・評議員及び法人が主管する委員会・会議等に出席した際の旅費や報酬等について定めるものである。

### (定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び評議員・監事をいう。

(2) 法人が主管する委員会・会議等とは、法人が業務の運営等で、招集通知（口頭・文書等）を出し、召集した外部（法人役職員外）の人材を言う。（以下外部委員という）

### (理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、法人旅費規程（以下旅費規程という）により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、理事会及び評議員会の出席にあわせて法人の業務を行った場合であっても、報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

2. 評議員が評議員会に出席したときは、法人旅費規程第4条及び別表により実費弁償費を支払うことができる。
3. 理事会及び評議員会にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。
4. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

### (役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、法人旅費規程第4条及び別表により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2. 常務理事が理事会及び評議員会以外の日において、理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、法人旅費規程第4条及び別表により実費弁償費を支払うことができる。ただし、常務理事が職員と兼務がない場合においてのみ支払うことができるものとする。
3. 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、法人旅費規程第4条及び別表により

実費弁償費を支払うことができる。

4. 監事が下記①の資格を有している場合、理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

①前記4の報酬等支払の資格要件は、弁護士・経理士・税理士・社会保険労務士及びこれら同等の資格を有していると認めた場合とする。

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
監 事 監 査 指 導 報 酬 等 (日額)	50,000 円	法人旅費規程による	資格要件を有する場合

②前記4・①に定める監事への報酬の支払いは、法人決算監査(5月・前年の決算監査)、第1補正監査(12月)、第2次補正監査及び次年度予算監査(3月)の年3回とする。但し、監事監査が行なわれなかった場合の支払いは行わないものとする。

③前記②の他法人が依頼した監事監査については、①に定める報酬を別に支払うことができる。

5. 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(委員会・会議等に参加した外部委員の旅費等)

6. 法人が主管する委員会・会議等に参加した外部委員については、法人旅費規程により実費弁償費を支払うことができる。

他定めのない事項に関しては、理事長が決定する。

(2) 旅費等の支給区分は別表Aとする。

(3) 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員・評議員・監事及び外部委員が、法人業務のため出張する場合は、法人旅費規程第4条及び別表Aにより報酬及び旅費等を支給することができる。

2. 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

3. 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

4. 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

附 則

この規程は、平成29年6月20日より適用する。

## 別表 A

## 委員会・会議等に出席した外部委員の旅費・日当支払い基準書

区 分	車 賃		日 当	支払合計額	宿泊料	鉄道賃	船賃	航空賃
	地域区分	交通費						
委員会 会議等 の出席	県北内	2,500円	2,500円	5,000円	11,000円	実費	実費	実費
	県北外	5,000円		7,500円				
	県 外	5,000円	5,000円	10,000円				